

平成19年5月1日施行

競争入札参加者心得

【紙入札案件用】

東京都板橋区

目 次

1	趣旨 (第1条)	3
2	資格確認及び指名の取消 (第2条—第4条)	3
3	入札保証金 (第5条)	3
4	入札保証金に代わる担保 (第6条)	4
5	入札保証保険証券の提出 (第7条)	4
6	入札保証金の納付 (第8条)	4
7	入札の基本的事項 (第9条)	4
8	入札 (第10条)	4
9	入札書の書換等の禁止 (第11条)	5
10	開札 (第12条)	5
11	入札の無効 (第13条)	5
12	入札の取りやめ等 (第14条)	5
13	落札者の決定等 (第15条)	5
14	最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合 (第16条)	5
15	低入札価格調査制度 (第17条)	5
16	最低制限価格を設けた場合の落札者の決定 (第18条)	6
17	再度入札 (第19条)	6
18	再度入札の保証金 (第20条)	6
19	くじによる落札者の決定 (第21条)	6
20	入札結果の通知 (第22条)	6
21	契約書の作成 (第23条)	6
22	契約書の作成の省略 (第24条)	6
23	契約の確定 (第25条)	7
24	入札保証金等の返還 (第26条)	7
25	入札保証金に対する利息 (第27条)	7
26	入札保証金の没収 (第28条)	7
27	契約保証金 (第29条)	7
28	契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の準用 (第30条)	7
29	履行保証保険証券の提出 (第31条)	7
30	契約保証金の納付方法 (第32条)	7
31	議会の議決を経なければならない契約 (第33条)	7
32	仮契約書の提出 (第34条)	7
33	前払金制度の適用 (第35条)	8
34	前払金の率等 (第36条)	8
35	翌年度以降にわたる工事の特例 (第37条)	8
36	前払金の請求 (第38条)	8
37	前払金に関する特約条項 (第39条)	8
38	入札書(総面用)	9
39	入札書(総面用)	10
40	封書の書き方	11

(趣 旨)

第1条 東京都板橋区(以下「区」という。)の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を行う場合における、入札その他の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、東京都板橋区契約事務規則その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(資格確認及び指名の取消)

第2条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者(以下「入札参加者」という。)は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人開始の審判を受けたとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。

2 前項各号の一に該当した者に対して行った一般競争入札参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、区において特別の理由がある場合のほか、これを取り消す。

第3条 入札参加者が次の各号の一に該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- (6) 契約に関して贈賄等の不正行為をした者。
- (7) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

第4条 入札参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことがある。

(入札保証金)

第5条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、その見積る契約金額(単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格の確認の通知(以下「確認通知」という。)又は指名競争入札の参加者の指名の通知(以下「指名通知」という。)において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
1) 国債及び地方債	債権金額
1) 政府保証のある債権 2) 金融債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額または登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
1) 銀行が振り出し、又は支払保証した小切手	小切手金額
1) 銀行に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
1) 銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額（その手形の満期の日が、当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額。）
1) 銀行の支払保証書	その保証する金額

2 入札参加者は、前項に定める担保をもって、入札保証金の代用をしようとする場合は、あらかじめ区職員に申し出て指示を受けなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、区を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の納付)

第8条 入札参加者は、第5条に定める入札保証金又は第6条に定める入札保証金に代わる担保を、確認通知又は指名通知において指示する場所、期限及び手続きにしたがい納付しなければならない。

2 前項の規定は、第7条に定める入札保証保険証券を提出する場合に準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、区から指示された図面、仕様書、内訳書、契約書案その他契約締結に必要な条件を検討のうえ入札しなければならない。

2 図面、仕様書、内訳書等の誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知又は指名通知において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入 札)

第10条 入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ区に届け出た印鑑に限る。）のうえ、封をして、確認通知又は指名通知において示した日時、場所、方法及び区職員の指示にしたがい、提出するものとする。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして開札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を届け出ている場合は、この限りでない。

3 第1項により定められた入札書の提出は、郵送することができない。

4 入札参加者は、区が積算内訳書の提出を求めた場合は、入札書とともに区が指定する積算内訳書を提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第11条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(開札)

第12条 開札は、入札の終了後、直ちに、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

- 2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。
- 3 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない区職員を立ち合わせる。
- 4 区が積算内訳書の提出を求めた場合は、区は入札参加者の提出した積算内訳書の記載内容を確認する。
なお、積算内訳書の記載内容については、契約上の効力は発生しない。

(入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当した入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が、提出した入札書。
- (2) 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者が、提出した入札書。
- (3) 入札書が所定の日時及び場所に提出されないもの。
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの。
- (5) 同一事項の入札について、複数の入札書を提出したもの。
- (6) 他人の代理を兼ね2人以上の代理をしたもの。
- (7) 区が積算内訳書の提出を求めた際、次に掲げるもの。
 - ア 区の指定した内訳書を提出しない者のした入札。
 - イ 提出された積算内訳書が白紙なもの。
 - ウ 提出された積算内訳書の項目が異なるもの。
- (8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの。
- (9) 一定の金額で価格を表示していないもの。
- (10) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの。
- (11) 前各号のほか、入札条件に違反したもの。

(入札の取りやめ等)

第14条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(落札者の決定等)

第15条 予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。ただし、売却及び貸付の場合においては、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

2 落札者の決定がされた後に、区は、落札者に詳細な積算内訳書の提出を求めることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者として認める場合)

第16条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の、当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として認めることがある。

(低入札価格調査制度)

第17条 競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないお

それがあらかじめ調査されることとなったときは、その者は、当該調査に協力するものとする。

(最低制限価格を設けた場合の落札者の決定)

第18条 競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認められあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第19条 第12条の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度入札を行う。

2 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち、当該入札が第13条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

3 前項の規定により再度入札に参加する者は、初度の入札における最低価格未満の価格、売却及び貸付の場合は最高価格を超える価格をもって入札をしなければならない。

4 第3項の規定の場合、最低制限価格に関する規定を準用する。

5 3度目の入札を行う場合、第1項から前項までの規定を準用する。

6 前5項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表した入札の回数は1回とし、1回で落札しない場合は不調とする。

(再度入札の保証金)

第20条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第21条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない区職員がくじを引く。

(入札結果の通知)

第22条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書の作成)

第23条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては請書）を、記名押印のうえ、受付票を添えて提出しなければならない。

2 前項の期間は、区において必要があるときは、あらかじめ、確認通知又は指名通知において指示するところにより伸縮することができる。

3 前2項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあつては請書）を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

4 契約書の提出があつたときは、区は、当該契約書に区契約担当者が記名押印し、その一通を落札者に返付する。

(契約書の作成の省略)

第24条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ確認通知又は指名通知において指示する。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては請書を徴する。

(契約の確定)

第 25 条 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、契約書に区契約担当者及び落札者が記名押印したとき確定する。

(入札保証金等の返還)

第 26 条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、当該各号に定めるところにより入札保証金を返還する。ただし、落札者以外の者に対してはこの限りでない。

(1) 契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、契約の確定後。

(2) 契約書の作成を省略し、かつ、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、請書の提出後。

3 落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金領収書を金銭出納員に提出するものとする。ただし、有価証券以外の担保の提供をもって入札保証金の納付に代えた場合は、この限りでない。

(入札保証金に対する利息)

第 27 条 入札保証金に対しては、その受入期間について利息を付さない。

(入札保証金の没収)

第 28 条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、区に帰属する。

(契約保証金)

第 29 条 落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を、契約書（契約書の作成を省略する場合においては、請書）の提出前に納付しなければならない。ただし、東京都板橋区契約事務規則第 40 条各号に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を要しない。主なものは次のとおり。

(1) 落札者が保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 物品の売払契約で、売払代金が即納されるとき。

(3) 確認通知又は指名通知において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。ただし、低入札価格調査制度の適用案件で、低入札価格調査を行って落札者となった場合は、この限りでない。

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の準用)

第 30 条 第 6 条及び第 27 条の規定は、契約保証金について準用する。

(履行保証保険証券の提出)

第 31 条 落札者は、区を被保険者とする履行保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(契約保証金の納付方法)

第 32 条 契約保証金は、区職員の明示する場所、期限及び手続にしたがい納付しなければならない。

(議会の議決を経なければならない契約)

第 33 条 確認通知又は指名通知において、あらかじめ、議会の議決を要する契約とされた場合においては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年 3 月 31 日東京都板橋区条例第 6 号）の定めるところにより東京都板橋区議会の議決を経たうえ、契約を確定させる。

(仮契約書の提出)

第 34 条 前条の契約については、落札者は仮契約書を提出しなければならない。

(前払金制度の適用)

第35条 工事の請負で区の前払金制度の適用がある場合においては、確認通知又は指名通知においてあらかじめ明示する。

(前金払の率等)

第36条 前金払の率は、契約金額の30%以内（土木工事・建築工事及び設備工事にあつては40%以内）において入札条件に示す率とし（10万円未満の端数は切り捨てる。）、前金払の最高限度は2億円とする。

(翌年度以降にわたる工事の特例)

第37条 前払金は、翌年度以降にわたる工事についても、原則として、初年度に払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始後に支払うことがある。

(前払金の請求)

第38条 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を区に提出しなければならない。

(前払金に関する特約条項)

第39条 前4条に定めるもののほか、前金払については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

入 札 書

件名 _____

金額

百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

入札心得を守り、上記の金額をもって
入札いたします。
消費税法の規定による 課税 免税 事業者です。

平成 年 月 日

(あて先)

板 橋 区 長

所 在 地

会 社 名

代表者氏名印

印

(注意) 消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを○印で表示すること。

金額は算用数字で表示し、頭を¥でとめること。

入札書（単価）

件名 _____

金額

	十万	万	千	百	十	円	十銭	銭

入札心得を守り、上記の金額をもって
入札いたします。

消費税法の規定による 課税 免税 事業者です。

平成 年 月 日

(あて先)

板橋区長

所在地

会社名

代表者氏名印

印

(注意) 消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを○印で表示すること。

金額は算用数字で表示し、頭を¥でとめること。

封書の書き方

裏

表



